

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2024年8月1日
【会社名】	太洋テクノレックス株式会社
【英訳名】	TAIYO TECHNOLEX CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 細江 美則
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	和歌山県和歌山市有本661番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長細江美則は、当社の第64期第2四半期（自 2024年3月21日 至 2024年6月20日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。